

平成25年度PFI法改正に伴う条数の新旧対照表

新	旧	条見出し
第1条	第1条	目的
第2条	第2条	定義
第3条	第3条	基本理念
第4条	第4条	(基本方針等)
第5条	第5条	実施方針
第6条	第5条の2	実施方針の策定の提案
第7条	第6条	特定事業の選定
第8条	第7条	民間事業者の選定等
第9条	第7条の2	欠格事由
第10条	第7条の3	技術提案
第11条	第8条	客観的な評価
第12条	第9条	地方公共団体の議会の議決
第13条	第9条の2	指定管理者の指定に当たっての配慮等
第14条	第10条	選定事業の実施
第15条	第10条の2	実施方針の策定の見通し等の公表
第16条	第10条の3	公共施設等運営権の設定
第17条	第10条の4	公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加
第18条	第10条の5	実施方針に関する条例
第19条	第10条の6	公共施設等運営権の設定の時期等
第20条	第10条の7	費用の徴収
第21条	第10条の8	公共施設等運営事業の開始の義務
第22条	第10条の9	公共施設等運営権実施契約
第23条	第10条の10	公共施設等の利用料金
第24条	第10条の11	性質
第25条	第10条の12	権利の目的
第26条	第10条の13	処分の制限
第27条	第10条の14	登録
第28条	第10条の15	指示等
第29条	第10条の16	公共施設等運営権の取消し等
第30条	第10条の17	公共施設等運営権者に対する補償
第31条	(新設)	機構の目的
第32条	(新設)	数
第33条	(新設)	株式の政府保有
第34条	(新設)	株式、社債及び借入金の認可等
第35条	(新設)	政府の出資
第36条	(新設)	商号
第37条	(新設)	定款の記載又は記録事項
第38条	(新設)	設立の認可等
第39条	(新設)	
第40条	(新設)	設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任
第41条	(新設)	会社法の規定の読替え
第42条	(新設)	会社法の規定の適用除外
第43条	(新設)	取締役及び監査役の選任等の認可
第44条	(新設)	取締役等の秘密保持義務
第45条	(新設)	設置

第46条	(新設)	権限
第47条	(新設)	組織
第48条	(新設)	運営
第49条	(新設)	議事録
第50条	(新設)	登記
第51条	(新設)	(定款の変更)
第52条	(新設)	(業務の範囲)
第53条	(新設)	(支援基準)
第54条	(新設)	支援決定
第55条	(新設)	支援決定の撤回
第56条	(新設)	株式等の譲渡その他の処分等
第57条	(新設)	(情報の提供等)
第58条	(新設)	予算の認可
第59条	(新設)	剰余金の配当等の決議
第60条	(新設)	財務諸表
第61条	(新設)	政府保証
第62条	(新設)	監督
第63条	(新設)	報告及び検査
第64条	(新設)	財務大臣との協議
第65条	(新設)	業務の実績に関する評価
第66条	(新設)	解散
第67条	(新設)	合併等の決議
第68条	第11条	国の債務負担
第69条	第11条の2	行政財産の貸付け
第70条	第11条の3	
第71条	第12条	国有財産の無償使用等
第72条	第13条	無利子貸付け
第73条	第14条	資金の確保等及び地方債についての配慮
第74条	第15条	土地の取得等についての配慮
第75条	第16条	支援等
第76条	第17条	規制緩和
第77条	第18条	協力
第78条	第18条の2	職員の派遣等についての配慮
第79条	第19条	啓発活動等及び技術的援助等
第80条	第20条	担保不動産の活用等
第81条	第20条の2	民間資金等活用事業推進会議
第82条	第20条の3	
第83条	第21条	民間資金等活用事業推進委員会
第84条	第22条	
第85条	第23条	政令への委任
第86条	(新設)	(罰則)
第87条	(新設)	
第88条	(新設)	
第89条	(新設)	
第90条	(新設)	
第91条	(新設)	
第92条	(新設)	